

身近にこんなトラブルが!

かながわ消費生活

注意・警戒情報

ガスの小売全面自由化がスタート!

正確な情報を収集し、便乗したトラブルにはご注意ください!

「今よりガス代が安くなる」「新たに機器を取り付ける必要がある」といった勧誘の電話があったが、信用できるだろうか。

アドバイス

◆正確な情報を収集しましょう!

- ・2017(平成29)年4月1日から、これまで地域ごとに特定の事業者としか契約できなかった都市ガスの契約について、消費者が複数の事業者や料金メニューの中から自由に選択することが可能となります。
- ・正確な情報を収集し、契約に際しては慎重に判断しましょう。

◆契約内容をよく確認!

- ・新たな業者と契約する場合は、事業者から契約内容についてよく確認し、納得した上で契約を結びましょう。なお、自由化で新たな機器の購入は必要ありません。
- ・経済産業省電力・ガス取引監視等委員会では、相談窓口を設けていますので、不明点があれば相談するようにしましょう。

【経済産業省電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口】

03-3501-5725

午前9時30分から正午、午後1時から午後6時30分



◆心配なときや困ったときは、身近な消費生活相談窓口に相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

イ ヤ ヤ!

188

消費生活課 ニャン吉

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

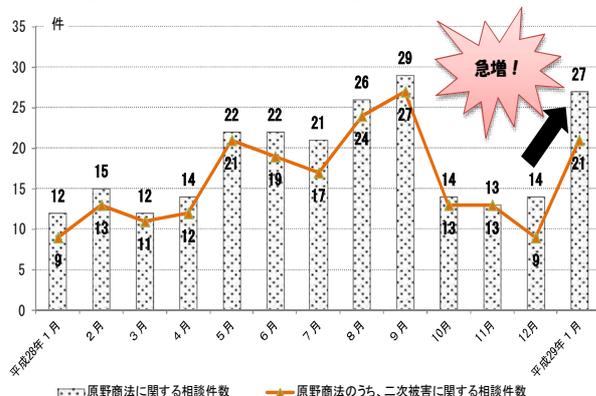
「原野商法の二次被害」相談急増！

「原野を処分してあげる」「別の土地と交換」といった勧誘文句にはご注意ください！

昭和40年代から50年代にかけ、将来値上がり確実等として、ほぼ無価値の原野を販売する「原野商法」が横行しました。近年、主に高齢化した処分に困っている「原野」「山林」を所有している人を狙って、「原野を処分してあげる」と別の土地との交換や測量等と称して高額な契約を結ばせる二次被害が増加しています。

◆相談急増！

県内の「原野商法の二次被害」に関連する相談は、平成29年に入って急増しています。高齢者（65歳以上）が契約当事者となる割合が高いのが、原野商法の二次被害の特徴です。



◆「話をきかないこと」「会わないこと」

事業者は言葉巧みに勧誘します。うまい話はありません！そもそも事業者と接触しないことが一番の被害予防です。どうしても土地の売買を考えている場合、契約内容について、書面等による十分な説明を求め、また、土地の所在する自治体や地元の宅地建物取引業協会等に確認することや契約するか否かを家族や周囲の人に必ず相談しましょう。

仲間と一緒に 企画・運営 消費者カアッフ！県民提案事業

～みんなで作ろう より良いくらし～

消費者市民社会の形成や、消費者を取り巻く様々な問題の解決を通じ、誰もが安全・安心に暮らせる社会を実現するための事業を募集します！

講座の開催や啓発資料の作成など、皆さんが自ら企画するものであれば、その内容や手法は自由です！

県の委託事業として採用された企画は、実際に皆さんに実施・運営していただきます！

【募集期間】平成29年3月31日（金）午後5時まで

【対象】自ら提案した企画を実施できる団体等

【募集コース】以下のいずれかのコースから選択してください。



特定課題
コース

県が特に力を入れる必要があると考えるテーマに取り組むコースです。

（①・②いずれかを選択）

- ① 消費者市民社会の形成に向けた倫理的消費(エシカル消費)の普及・啓発
- ② 高齢者・障がい者の見守りを通じた消費者被害未然防止

委託料
上限額 60万円

自由課題
コース

団体等がテーマを自由に設定し、取り組むコースです。

委託料
上限額 40万円

【問合せ】消費者教育推進グループ 045-312-1121（内線2643）

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

県民局くらし県民部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）相談第二グループ

《かながわの消費生活のページ》<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835

電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506